

1 定義

店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取扱う取扱所

2 技術基準の適用

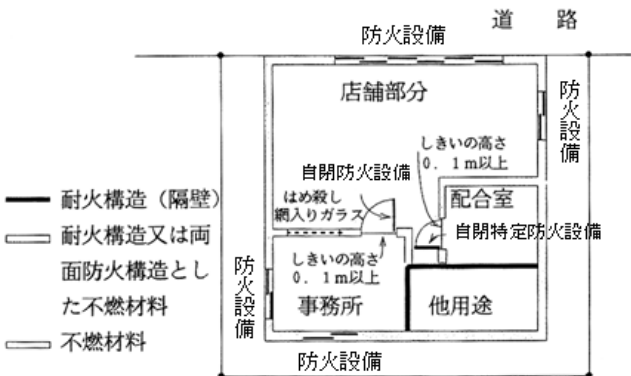
販売取扱所は、取扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、危令第 18 条及び危則の基準が次のように適用される。

		危令第 18 条
第一種	指定数量の倍数が 15 以下	第 1 項
第二種	指定数量の倍数が 15 を超え 40 以下	第 2 項

3 位置、構造及び設備の基準

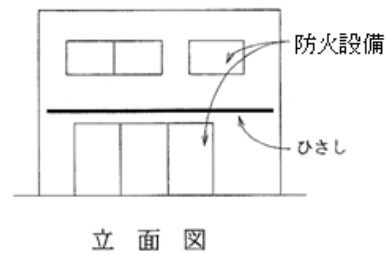
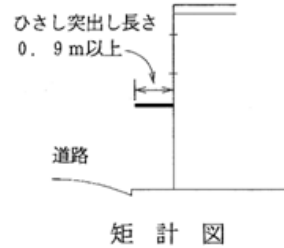
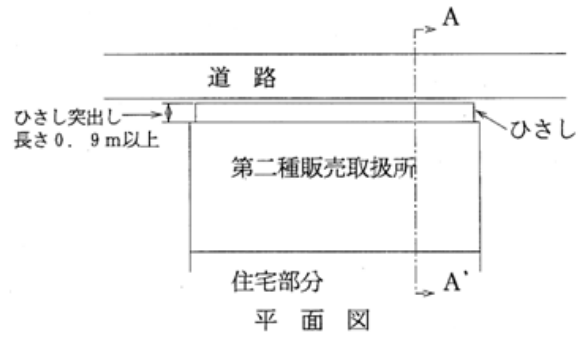
(1) 第一種販売取扱所

- ア 建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を危令第 18 条第 1 項第 3 号に規定する壁の構造に準じたものとするよう指導する。★
- イ 危令第 18 条第 1 項第 3 号ただし書きの規定による隔壁（以下「他用途部分との隔壁」という。）に出入口を設ける場合は、自動閉鎖式特定防火設備とすること。
- ウ 他用途部分との隔壁には監視用 30×40cm の窓（はめ殺しの網入りガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備）を設けることができる。（昭和 51 年 7 月 12 日消防危第 23-3）
- エ 販売取扱所の用に供する部分の床は、耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とするよう指導する。★
- オ 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合は、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃材料以上の防火性能を有するものとすることができる。
- カ 販売取扱所に事務室その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次により指導する。★
 - (ア) 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画する。
 - (イ) 出入口には、自動閉鎖式防火設備を設ける。
 - (ウ) 出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。
 - (エ) 店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、はめ殺しの網入りガラスとする。
 - (オ) 出入口のしきいの高さは、床面から 0.1m 以上とする。



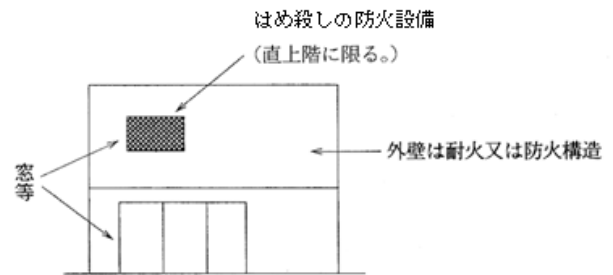
(2) 第二種販売取扱所

- 前(1)（イを除く。）によるほか、次によること。
- ア 第二種販売取扱所の設置位置は、道路に面している場所等とし、敷地の奥まった場所にならないよう指導する。★
- イ 上階への延焼を防止するための措置
 - 危令第 18 条第 2 項第 2 号に規定する上階への延焼を防止するための措置としては、次による方法がある。
 - (ア) 上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける方法（昭和 46 年 7 月 27 日消防予第 106 号）



上階への延焼を防止するための措置例

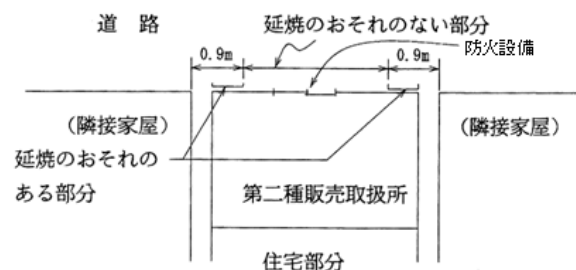
- (イ) 上階の外壁が耐火又は防火構造であり、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階に開口部を設ける場合ははめ殺しの防火設備であること。（昭和 48 年 8 月 2 日消防予第 121 号）



上階への延焼を防止するための措置例

ウ 延焼のおそれのない部分

販売取扱所の両側に近接する建築物との間隔が 0.9m 以上である取扱所の部分は、延焼のおそれのない部分として運用することができる。（昭和 46 年 7 月 27 日消防予第 106 号）



「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び「延焼のおそれのない部分」の例